

第1章 旅 費

第1条 (旅費の請求と支給)

旅費を請求できるのは、第2条で定めた旅費の支給対象の活動に際しての交通費とする。ただし、会員活動である年度総会、公開講座の前日および当日の会合については旅費を請求できない。

第2条 (旅費支給の対象)

旅費の支給対象となるものは以下のものとする。

- (1) 理事会に出席する理事および監事
- (2) 監査を行う監事
- (3) 介護福祉士養成大学連絡協議会のシンポジウム・公開講座のシンポジスト・講師等
- (4) その他、理事会が必要と認めたもの

第3条 (旅費の基準)

旅費は、他機関補助がない場合に限り、以下の基準により支給することができる。

- (1) 旅費が必要な場合は、事前に事務局へ申し出て了解を得る。
- (2) 支給対象となる旅費は勤務地若しくは登録されている住所を起点とする。
- (3) 距離が60km以上の場合に支給する。
- (4) 第2条に関わる公示日からの、最安値の旅費を支給する。
- (5) 旅費に新幹線・特急電車・飛行機を含む場合は、正規の領収書を旅費請求書に添付しなければならない。

第2章 宿 泊 費

第4条 (宿泊費の基準)

原則として支給しない。ただし、理事会が必要と認めたものは、10,000円を上限に支給する。

第3章 謝 金

第5条 (謝金の基準)

原則として介護福祉士養成大学連絡協議会会員は無報酬とする。

第6条 (非会員への謝金)

非会員の場合は別に定める。

附 則 本規程は2016年6月18日より施行する。

年度予算案等にて随時の変更を理事会で協議する必要がある。

別表) 第6条 (非会員への謝金規定)

第1条 (目的)

この規程は、介護福祉士養成大学連絡協議会が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (謝金対象者)

介護福祉士養成大学連絡協議会会員の以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

第3条 (謝金単価)

一人2万円を上限とする。

(改正)

第4条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第5条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、2016年6月18日に遡って適用する。